

## 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の一部改正により、一定の地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の計画段階環境配慮書に係る規定を適用しないこととする特例が設けられたことを踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）においても同様の特例を設けるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととします。（第 53 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。